

答 申 第 507号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

第 2 審議会における判断及び答申

本件各審査請求は、同一の審査請求人が、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、住民票等交付申請書及び戸（除）籍謄抄本等交付申請書に関する保有個人情報に係る請求である。

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、審議会はこれらについて一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 審査請求に至る経過

1 審査請求①について

- (1) 令和元年 5月 7日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。

審査請求人の住民票の写しの発行をするために出された住民票等交付申請書（添付書類を含む）（平成○年○月○日～令和○年○月○日）

- (2) 同年 5月20日、実施機関は、本件開示請求①に対して、平成○年○月○日、平成○年○月○日に、審査請求人本人の住民票の写しを発行した際の住民票の写し等交付申請書（熱田区分）（以下「本件職務上請求書①」という。）を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ア 条例第20条第 1項第 3号に該当

本件保有個人情報には審査請求人以外の者に関する個人情報が含まれており、それを開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。

イ 条例第20条第 1項第 4号に該当

本件保有個人情報には、事業を営む個人の印影が含まれており、これは当該事業を営む個人の内部管理に関する情報であって、開示することにより当該事業を営む個人の事業運営に支障をきたすと認められるため。

- (3) 同年 5月25日、審査請求人は、本件処分①のうち、利用目的の内容・業務の種類（以下「本件非開示情報①」という。）が非開示とされた部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求①」という。）を行った。

2 審査請求②について

- (1) 令和元年 5月 7日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。

審査請求人本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（添付書類を含む）（平成○年○月○日～令和○年○月○日）

- (2) 同年 5月20日、実施機関は、本件開示請求②に対して、平成○年○月○日、平成○年○月○日に、審査請求人本人の戸籍謄抄本等を発行した際の戸（除）籍謄抄本等交付申請書（以下「本件職務上請求書②」という。）を特定し、上記 1 (2)の理由により一部開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 5月25日、審査請求人は、本件処分②のうち、事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的（以下「本件非開示情報②」という。）が非開示とされた部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求②」という。）を行った。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

- (1) 本件審査請求①について

審査請求に係る処分のうち、本件非開示情報①を非開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求②について

審査請求に係る処分のうち、本件非開示情報②を非開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件非開示情報①及び②（以下これらを「本件非開示情報」という。）を、何をもって「他者に知られたくない情報である。」と判断したのか、何が「正当な権利を侵害することになる。」のか理解できない。

(2) ○月、○月と二度に渡り、請求されており、○月に関しては、世帯全員の住民票を要求しており、利用方法によっては当方の権利を著しく侵害することが予想される。

(3) 本件職務上請求書の請求者（以下「本件職務上請求者」という。）は、原告代理人の弁護士であるにも関わらず、虚偽の内容を記載した文書を家庭裁判所に提出する者であり、弁明の理由が非開示の理由とはならない。

(4) 家族全員の住民票請求、二度にわたる戸籍謄本の請求は本件職務上請求者の権限の乱用であり、プライバシーの侵害である。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求人は本件処分のうち本件非開示情報は、「保有個人情報の開示の義務第20条 1項 (3) (4)には抵触しない」との考えにより情報の開示を求めている。

2 しかし、本件非開示情報は、審査請求人の情報ではなく、審査請求人以外の者（本件職務上請求者である弁護士の依頼人（以下「本件依頼人」という。））に関する情報である。本件依頼人において、本件職務上請求者への依頼に関する情報は他者に知られたくない情報である。

また、これらの情報を審査請求人に開示すると、今後、弁護士への依頼を躊躇するような状況が考えられ、弁護士に依頼するという正当な権利を侵害

することになる。

- 3 したがって、本件非開示情報を開示することは、審査請求人以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められることから、条例第20条第1項第3号に該当する。

第6 審議会の判断

1 争点

本件非開示情報が、条例第20条第1項第3号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 本件職務上請求書について

- (1) 本件職務上請求書①は、本件職務上請求者が住民基本台帳法（昭和42年

法律第81号) 第12条の 3第 2項の規定に基づき提出したものである。本件職務上請求者の職印が押されており、本件職務上請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号・電話番号、請求の対象となる住所又は本籍、世帯主・筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、利用目的、利用目的の内容及び業務の種類が記載されている。

(2) 本件職務上請求書②は、本件職務上請求者が戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の 2第 4項の規定に基づき提出したものである。本件職務上請求者の職印が押されており、本件職務上請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号・電話番号、請求の対象となる本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的が記載されている。

4 非開示事由該当性について

(1) 条例第20条第 1項第 3号該当性について

ア 本号は、開示請求者以外の者の個人に関する情報にあっては、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件非開示情報には、開示請求者である審査請求人以外の者である本件依頼人が、交付を受けた住民票の写し及び戸籍謄本をどのような目的で利用するかに関する情報が直接的に記載されており、当該情報は開示請求者以外の者の個人に関する情報である。

ウ 住民票は居住関係について、戸籍謄本は身分関係について記載されている公正証書の性格を有している。

本件非開示情報を開示すると、本件依頼人が、審査請求人等の居住関係や身分関係の公的証明を必要とする手続きを行おうとする意思が推察される。そのため、本件依頼人の目的も推察が可能となり、第三者により当該目的の達成の妨害を図られるなど、本件依頼人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、本件非開示情報は、条例第20条第 1項第 3号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 7 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和元年 7月30日	本件各審査請求に係る諮問書の受理
9月 2日	本件各審査請求に係る弁明書を受理
10月 4日	本件各審査請求に係る反論意見書を受理
令和 3年 9月24日 (第276回審議会)	調査審議
11月26日 (第278回審議会)	調査審議
12月24日 (第279回審議会)	調査審議
令和 4年 1月 7日	答申